

平成 22 年 6 月 18 日

各 位

会 社 名 フジフーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 大村 近三郎
 (コード番号 2913)
 問合せ先責任者 取締役管理本部長 北條 和彦
 (TEL 047-434-5085)

ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 18 日開催の取締役会において、以下のとおり、ＭＢＯ（※）である公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

（※）本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）であり、公開買付者が当社経営陣と協同し、当社取締役会との合意に基づいてその支配権を取得するために行うものです。

1. 公開買付者の概要

(平成 22 年 6 月 18 日現在)

(1)	名 称	株式会社 F ホールディングス
(2)	所 在 地	東京都千代田区三番町 7 番地 14
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 櫻井 歩身・加藤 健
(4)	事 業 内 容	当社株式の取得および保有
(5)	資 本 金 の 額	500,000 円
(6)	設 立 年 月 日	平成 22 年 1 月 20 日
(7)	大株主及び持株比率	ヴァリアント壱号投資事業有限責任組合 100%
(8)	上場会社と公開買付者の関係	資本関係 公開買付者は、平成 22 年 6 月 18 日現在、当社の普通株式 1,000 株（株式所有割合 0.01%）を保有しております。
		人的関係 該当事項はありません。
		取引関係 該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況 該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 22 年 6 月 18 日開催の取締役会において、株式会社 F ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意見を表明すること及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役である大村近三郎氏及び大村剛史郎氏は、保有する当社株式の全部につき本公開買付けに応募した後、当該売却価格の一部をもって、直ちに公開買付者に対する再出資を行うことにより、公開買付者と共同して当社の経営にあたることが予定されているため、当社と

の間に構造的な利益相反状態が存在することに鑑みて、上記取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、上記取締役会には大村近三郎氏及び大村剛史郎氏以外の当社の取締役及び監査役全員が出席し、出席取締役の全員一致で決議が行われ、出席した社外監査役を含む当社の監査役は、いずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場（以下「JASDAQ」といいます。）の JASDAQ 等における株券上場廃止基準の特例（以下「株券上場廃止基準」といいます。）に該当した場合、当社の株券は所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、以下にあるとおり、公開買付者が有限会社富士エージェンシー（以下「FA」といいます。）（所有株式数2,032千株、所有割合12.84%）の所有分と当社が所有する自己株式を除く当社発行済株式の全てを取得できなかった場合にも、公開買付者及びFA（以下「公開買付者等」といいます。）は本公開買付け成立後に、下記「（4）いわゆる二段階買収に関する事項」に記載する手続きに従って、当社の発行するすべての普通株式に全部取得条項を付し、当該普通株式を保有する株主に対して、当該普通株式の取得と引き換えに別個の種類株式（但し、公開買付者等以外の株主に交付される株式は1株に満たない端数。）を交付する方法により、公開買付者等が、当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、その結果、当社の株式は上場廃止になる予定です。

（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

（a）当社の意思決定の過程

当社は、調理食品の製造・販売を主な事業内容とする株式会社として、昭和38年11月に千葉県幕張町に設立されました。創業当初はサラダ類の製造販売からスタートし、昭和50年代に入ってコンビニエンスストアの台頭と共に、弁当・惣菜などの需要が急速に拡大していく中で、当社は変化するお客様のニーズをいち早く取り入れ、弁当・おにぎりなどの米飯類、調理パン、和・洋・中の惣菜、焼き立てパンなど、順次商品ラインアップを充実させ、いわゆるデイリーメーカーの先駆的存在として、今日の経営基盤を築いてまいりました。

しかし近年は、コンビニエンスストア業界の成長が鈍化しつつあり、加えて、足下は、デフレ経済の影響により売上高総額が伸びにくい状況にある等、デイリーメーカー業界の先行きは不透明な状況にあります。今後は、限られた市場における更なる競争の激化により、デイリーメーカーの淘汰と業界再編が不可避的に加速するものと考えられます。

また、当社は、主力であるデイリーメーカー事業との相乗効果を企図して、下表の通り事業領域を広げて参りましたが、その中でもFuji Foods U.S., INC（以下「FFU」といいます。）及び株式会社フジフードサービス（以下「FFS」といいます。）については、これまでのところ事業立ち上げ当時の目的を十分果たせているとは言い難く、また、収益面でも昨今の景気低迷などにより、大変厳しい状況にあります。

会社/事業名	企図された相乗効果及び事業領域拡大の内容
Fuji Foods U.S., INC	デイリーメーカー事業で使用する牛肉の米国からの供給
台湾英滋食品股份有限公司	デイリーメーカー事業で使用する豚肉の台湾からの供給
株式会社フジフードサービス	消費者の嗜好を直接的に汲み取り、デイリーメーカー事業の商品開発へ反映
メーカー事業（秋田工場）	デイリーメーカー事業で培った商品開発/生産技術を活かした販路拡大

当社を取り巻く経営環境の悪化に伴い、平成22年3月期の連結売上高は602億6千2百万円（前年同期比1%減）となり、前期比で6億円以上の減収となりました。また、売上高の減少に伴い、営業利益も前年同期比で15%以上の減少となっております。

当社のみならず、デイリーメーカー業界全体を取り巻く状況が厳しさを増しつつあるなかで、当社の創業者であり代表取締役社長である大村近三郎氏及び取締役副社長である大村剛史郎氏は、中長期的かつ持続的に当社の企業価値を向上させるための方策について検討を重ねてまいりました。その結果、大村近三郎氏及び大村剛史郎氏は、当社が上記のような厳しい環境の中で中長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、事業構造の転換を大規模かつ迅速に行うことが必要不可欠であるとの結論に至りました。

具体的には、FFU及びFFSについては、対症療法的な対応ではなく、抜本的な改革を行うこと、売上シェアの中長期的な拡大を図るために事業提携、更には企業統合を進めることといった事業構造の転換が不可欠であると考えております。

もともと、このような経営改革を実行するには相応の期間が必要となり、その効果が直ちに現れるものではないことから、一時的にせよコストの増加やキャッシュフローの悪化に伴う財務状況や業績の悪化が見込まれます。例えば、FFU及びFFSの抜本的な改革を実行する過程では、新たな資金の支出や特別損失の発生が見込まれる他、場合によっては一時的な企業規模の縮小等も想定されます。また、事業提携や統合を進める過程では、短期的にはかかる事業提携等に要する費用が却って嵩む可能性があり、当社より財務基盤の劣る企業を取り込む場合は財務健全性が損なわれる可能性があります。そして、これらの短期的な犠牲を伴う経営改革を上場会社として行った場合、資本市場から十分な評価を得られず、株主の皆様に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があることは否定できません。

大村近三郎氏及び大村剛史郎氏は、上記のような経営改革に伴うリスクを当社の一般株主の皆様を負って頂くことを回避すると共に、今まで以上に柔軟かつ機動的に、上記のような経営改革を推進することが可能な経営体制への転換を模索しておりました。

このような中、平成21年5月頃、大村近三郎氏及び大村剛史郎氏は、金融機関の紹介で、公開買付け者の設立母体であり、100%株主であるヴァリエント壱号投資事業有限責任組合を運営するヴァリエント・パートナーズ株式会社（以下「ヴァリエント社」といいます。）との間で、上記経営体制の実現策を共に検討する機会を得ました。ヴァリエント社は、投資事業有限責任組合の運営・管理を主な事業内容としており、日本の更なる産業発展に資するプライベートエクイティ投資を行うことを目的として、平成18年4月に設立されました。大村近三郎氏及び大村剛史郎氏は、ヴァリエント社の、非上場化、中でも創業家と共同で非上場化を行い企業価値向上に取り組んだ経験を評価し、また、ヴァリエント社は大村氏の上記方針に賛同し、以後、大村近三郎氏及び大村剛史郎氏とヴァリエント社とは経営改革を通じた当社の企業価値向上について協議を重ねて参りました。その結果、大村近三郎氏、大村剛史郎氏及びヴァリエント社は、当社の株主の皆様はその所有する株式売却の機会を提供し、当社普通株式の非上場化を行った上で、当社を中長期的に支援することができる中核安定株主、経営陣及び従業員が一体となり、中長期的な視点に立って経営判断を実現できる経営体制を構築する方法をとることが最善であると判断するに至り、本公開買付けを実施することとなりました。

当社取締役会は、平成22年1月、大村近三郎氏、大村剛史郎氏及びヴァリエント社から本公開買付けに係る一連の取引（以下「本スキーム」といいます。）に関する提案を受けて以降、上記の当社の現状及び本スキームにより得られる効果と費用のバランス、本スキームに伴うリスク、本公開買付けにおける買付けの価格（以下「買付価格」といいます。）の妥当性等を慎重に検証して参りました。

当社取締役会は、平成22年6月18日開催の取締役会において、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意を表明すること及び当社の株主の

皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

(b) 本公開買付けに係る買付価格が妥当であると判断した根拠

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けの買付価格を決定するに際して、買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下「大和証券キャピタル・マーケット」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼しました。

大和証券キャピタル・マーケットは、当社普通株式の株式価値を算定するに際して、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法によって、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は大和証券キャピタル・マーケットから平成22年6月17日付で株式価値算定書を受領しています。なお、公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。大和証券キャピタル・マーケットにより上記各手法において算定された当社の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法では、算定基準日を平成22年6月17日として、直近1ヶ月、3ヶ月、及び6ヶ月の各期間の終値の単純平均値から、1株当たりの株式価値の範囲を263円から354円と分析しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を277円から364円と分析しています。

DCF法では、公開買付者より提出された当社に係る事業計画（当社の非上場化及びその施策等の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を416円から636円と分析しています。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットによる当社普通株式の株式価値算定の結果を参考にしながら、当社との協議・交渉の結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成22年6月18日に買付価格を500円に決定いたしました。

なお、買付価格は、算定基準日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値262円（小数点以下四捨五入、以下同じ。）に対して約90.8%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じ。）、過去3ヶ月間の終値の単純平均値314円に対して約59.2%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値347円に対して約44.1%のプレミアムを加えた金額となります（株式会社大阪証券取引所は平成22年4月1日に株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月まではJASDAQにおける当社の普通株式の市場株価の推移として株式会社ジャスダック証券取引所における市場株価の推移を参照しております。）。

また、買付価格は、算定基準日のJASDAQにおける当社普通株式の終値266円に対して約88.0%のプレミアムを加えた金額となります。

なお、参考までに、当社が平成22年3月期通期連結業績予想の下方修正を公表した平成22年4月7日から遡ること1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ383円、387円、402円であり、本買付価格はこれらの単純平均値にそれぞれ30.5%、29.2%、24.4%のプ

レミアムを加えた価格となっております。

一方、当社の取締役会においては、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EY T A S」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、平成22年6月17日付で、当社の株式価値に関する「株式価値算定書」（以下「株価算定書」といいます。）を取得しました。EY T A Sは、当社の株式価値算定にあたり当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。株価算定書では、市場株価法、類似会社比準法、D C F法の各手法を用いて分析をしております。EY T A Sが各手法に基づき評価した当社の株式価値算定の結果は以下のとおりであります。

i. 市場株価法

市場株価法は、当社の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。

市場株価法では、評価基準日を平成22年6月17日として、過去1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間における株価終値の平均値及び最大・最小値を分析した上で、過去6ヶ月間の最大・最小値を評価レンジとして採用し、1株当たりの株式価値を250円から405円と算定しております。

ii. 類似会社比準法

類似会社比準法は、当社と事業内容、財政状態、収益状況等が類似している上場類似企業の株価及び財務データを使用するため、実証的な評価手法であると考え、採用しております。

類似会社比準法では、上場類似企業に基づく各種比準倍率を分析した上で、E B I T D A倍率、経常利益倍率を採用し、当社の1株当たりの株式価値を213円から264円と算定しております。

iii. D C F法

D C F法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。

D C F法では、当社の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュフローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、1株当たりの株式価値を327円から461円と算定しております。

当社取締役会は、EY T A Sによる算定結果を参考に公開買付者との協議・交渉の結果を踏まえた上で、平成22年6月18日開催の取締役会において、買付価格その他の本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、買付価格その他本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しております。

② 算定の経緯

当社は、公開買付者より、公開買付者側の算定の経緯につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、買付価格を決定するに際して、買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットに当社の株式価値の算定を依頼しました。

大和証券キャピタル・マーケットは、当社普通株式の株式価値を算定するに際して、採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）の各手法によって、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は大和証券キャピタル・マーケットから平成22年6月17日付で株式価値算定書を受領しています。なお、公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

一方、当社の取締役会においては、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社とは独立した

第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないE Y T A Sに当社の株式価値の算定を依頼し、平成22年6月17日付で、当社の株式価値に関する「株式価値算定書」（以下「株価算定書」といいます。）を取得しました。E Y T A Sは、当社の株式価値算定にあたり当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しており、株価算定書では、市場株価法、類似会社比準法、D C F法の各手法を用いて分析しております。

③ 算定機関との関係

大和証券キャピタル・マーケットスは、公開買付者及び当社のいずれの関連当事者にも該当いたしません。また、E Y T A Sは、公開買付者及び当社のいずれの関連当事者にも該当いたしません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の株式はJ A S D A Qに上場されていますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定いたしませんので、本公開買付けの結果、J A S D A Qの株券上場廃止基準に該当した場合には、当社の株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終了後に、下記「(4) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載の手続きに従い、公開買付者等はF A所有分と合わせて当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には当社の株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は当社の株式をJ A S D A Qにおいて取引することはできません。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

当社は、公開買付者より、本公開買付け成立後の組織再編等につき、以下のような説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、F A所有分と合わせて当社の発行済株式総数（但し、自己株式を除く。）の76.67%（12,133,258株）以上の当社普通株式を取得することになりますが、本公開買付けにより、非上場化等契約書においてF Aが本公開買付けに応募せず継続して所有する旨合意している当社普通株式と当社が所有する自己株式を除く当社普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、当社を通じて、以下に述べる方法（以下「本スクイーズアウト」といいます。）を実施する予定です。

具体的には、本公開買付けの成立後に、公開買付者は、①当社において当社普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）の規定する種類株式発行会社とすること、②全ての当社普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社普通株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類当社の株式を交付すること（なお、交付する別個の種類当社の株式について、上場申請は行わない予定です。）のそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会を、当社に対して要請する予定です。

また、上記株主総会にて上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、上記②の定款一部変更を付議議案に含む当社普通株式の株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、F A所有分と合わせて発行済株式総数（但し、

自己株式を除く。)の76.67% (12,133,258株)以上の当社普通株式を取得することとなる予定であり、上記の各手続を採用することが決定された場合、公開買付者及びF Aは、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての当社普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て(自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の種類別の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類別の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条第1項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該別個の種類別の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類別の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が本公開買付けの買付価格に当該株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は現在未定ですが、公開買付者及びF Aが当社の発行済全株式(但し、自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、公開買付者及びF Aのいずれよりも所有割合の低い当社普通株式の株主(以下「スクイーズアウト対象株式」といいます。)に交付しなければならない当社の株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。また、当社株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類別の当社株式について、証券取引所への上場申請は行われず予定です。

上記の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記の株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)または(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求または申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本書は、上記の株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各自において自らの責任にて税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 公正性を担保するための措置

(第三者委員会の設置)

当社取締役会は、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、当社の社外監査役2名からなる第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置し、本公開買付けの条件及び手続等の観点から、本公開買付けによる非上場化の是非ならびに条件の妥当性につき、当社取締役会に対する答申を行うことを諮問する決議を行いました。

第三者委員会は、平成22年1月12日に設置されて以降、5回にわたる委員会を開催するとともに、ヴァリアント社の代表取締役である櫻井氏、大村近三郎氏、大村剛史郎氏らに対するヒアリング及び質疑応答を行い、E Y T A Sから提出された算定書をはじめとする関係資料を精査し、当社取締役会に出席して本件の検討状況を確認する等、本公開買付けによる非上場化の合理性ならびに条件の妥当性につき検討を行いました。

上記の検証の結果、平成22年6月18日、当社取締役会は第三者委員会より、本公開買付けが当社の企業価値の向上に資すると合理的に認められ、手続及び条件についても不公正とは認められ

ない旨の答申を得ております。

(独立した法律事務所からの助言)

本スキームに関する当社取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者である三井法律事務所を指名し、同事務所に対し、本スキーム及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。

三井法律事務所は、当社の取締役会に複数回出席し、また、公開買付者に対して本スキーム及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、本スキーム及び本公開買付けによって実現することが見込まれる当社の企業価値の向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他の法的助言にあたり関連する情報を取得しております。

当社は、三井法律事務所から本スキーム及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、当社の企業価値向上の観点から本スキーム及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行いました。

(比較的長期の公開買付期間の設定)

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって買付価格の適正性の担保することを企図しております。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(独立した第三者算定機関からの算定書の取得)

上記(2)①乃至③記載のとおり、当社は、公開買付者から、公開買付者が、買付価格を決定するに際して、買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットに当社の株式価値の算定を依頼したと説明を受けておりますが、一方、当社も、当社の取締役会において、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社とは独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないEY T A Sに当社の株式価値の算定を依頼しました。

各算定機関による当社の株式価値算定結果は上記のとおりです。

(6) 利益相反を回避するための措置

当社は、公開買付者から、当社の代表取締役社長である大村近三郎氏及び取締役副社長である大村剛史郎氏は、保有する当社株式の全部につき本公開買付けに応募した後、当該売却価格の一部をもって、直ちに公開買付者に対する再出資を行うこと(以下「本再出資」といいます。)により、公開買付者と共同して当社の経営にあたることが予定されていると説明を受けております。大村近三郎氏及び大村剛史郎氏は、本スキームに関して当社と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、本スキームに関連して開催された当社取締役会において、賛同決議を含む本スキームに関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していません。

当社取締役会は、算定書を参考にした上で、三井法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付けの買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行い、第三者委員会の答申を参考にして、平成22年6月18日開催の取締役会において、本公開買付けの買付価格及び諸条件について当社の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、本公開買付けの買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しています。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

3. 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者の全株式を保有するヴァリエント壱号投資事業有限責任組合（以下「ヴァリエントファンド」といいます。）は、F A、大村近三郎氏、大村剛史郎氏及び株式会社フードビジネスサプライ（以下「創業家株主等」といいます。）との間で、平成22年6月18日付「非上場化等に関する契約書」（以下「非上場化等契約書」といいます。）を締結しております。非上場化等契約書においては、(i)大村近三郎氏（所有株式数673千株、所有割合4.25%）、大村剛史郎氏（所有株式数792千株、所有割合5.00%）及び株式会社フードビジネスサプライ（所有株式数490千株、所有割合3.10%）が、所有する当社普通株式の全部について、本公開買付けに応募する旨、並びに(ii)F Aが、所有する当社普通株式の全部（所有株式数2,032株、所有割合12.84%）につき本公開買付けに応募せず、本スキーム実行後も継続して所有する旨合意されております。

なお、(i)F Aについては、本書提出日現在、大村剛史郎氏及び株式会社フードビジネスサプライが、それぞれ、その発行済株式総数の25.79%に相当する株式（98,000株）、48.68%に相当する株式（185,000株）をそれぞれ保有しており、(ii)株式会社フードビジネスサプライは、本書提出日現在、大村剛史郎氏が、その発行済株式総数の50.00%に相当する株式（100株）を保有しておりますが、非上場化等契約書において、大村剛史郎氏は、本公開買付けに係る決済完了後速やかに、株式会社フードビジネスサプライの株式の一部を譲り受けるものとされているため、大村剛史郎氏はかかる譲受けにより、F A及び株式会社フードビジネスサプライの発行済株式総数の過半数を直接的又は間接的に所有することになります。

また、ヴァリエントファンドは、有限会社M&Cアセットマネジメント（以下「M&Cアセットマネジメント」といいます。）、大村キヨ氏、久保田近子氏及び大村與志恵氏（以下、M&Cアセットマネジメント、大村キヨ氏、久保田近子氏及び大村與志恵氏を総称して、「応募予定株主」といいます。）との間で、それぞれ、各応募予定株主の所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

公開買付者によれば、公開買付者は、本再出資が実行された後、公開買付者を消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを予定しております。本合併後の公開買付者及び創業家株主等の当社に対する出資比率は、それぞれ66.6%（小数点以下第二位四捨五入）、33.4%（小数点以下第二位四捨五入）となる予定です。但し、ヴァリエントファンドと創業家株主等は、非上場化等契約書において、本合併後に、当社の役職員に対してストックオプション（新株予約権）を発行することを検討する旨を合意しております。

また、ヴァリアントファンドと創業家株主等は、非上場化等契約書において、(i)それぞれ自らが指名した取締役をして、当社の取締役会において、大村近三郎氏を当社の代表取締役に選定させ、同氏は原則としてこれを応諾すること、及び(ii)大村近三郎氏及び大村剛史郎氏は、当社株主総会で取締役に選任された場合には、原則としてこれを応諾することを合意しており、大村近三郎氏及び大村剛史郎氏は、本公開買付け後も引き続き、当社の取締役又は代表取締役として、当社の経営にあたる予定です。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、JASDAQの株券上場廃止基準に該当した場合、当社株式に係る株券は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合であっても、本公開買付けの終了後に、上記「(4) いわゆる二段階買収に関する事項」の手続きに従って、公開買付者等は当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、その場合には当社株式に係る株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式に係る株券をJASDAQにおいて取引することができません。

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項)

該当事項はありません。

以 上

添付資料：「フジフーズ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
(株式会社Fホールディングスによる当社株式の買付け等の概要)

各 位

会 社 名 ヴァリアント・パートナーズ株式会社
代 表 者 名 共同代表パートナー 櫻井 歩身
共同代表パートナー 加藤 健
問 い 合 せ 先 高木 聡（電話 03-3288-6251）

フジフーズ株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社（以下「ヴァリアント」といいます。）が運営・管理するヴァリアント壺号投資事業有限責任組合（以下「ヴァリアントファンド」といいます。）が 100%出資する株式会社Fホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 6 月 18 日、下記のとおりフジフーズ株式会社（以下「対象者」といいます。）株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

①本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を取得及び保有すること並びに本公開買付け終了後に対象者の事業を支配し、管理することを主たる目的として設立された株式会社です。公開買付者の株式は、ヴァリアント、櫻井歩身及び加藤健が無限責任組合員を務めるヴァリアントファンドがその全てを保有しています。

ヴァリアントファンドは、日本の更なる産業発展に資するプライベートエクイティ投資を行うことを目的として、平成 18 年 10 月に設立された投資事業有限責任組合であり、日本国内の機関投資家より総額 175 億円の出資のコミットメントを受けて設立されたものであります。

今般、公開買付者は、対象者普通株式のうち、以下のとおり、本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者の大株主である有限会社富士エージェンシー（以下「F A」といいます。）（所有株式数 2,032 千株、所有割合 12.84%）及び公開買付者が所有する対象者普通株式（1,000 株、所有割合 0.01%）並びに対象者が所有する自己株式（47,614 株）を除く、全ての対象者普通株式（計 13,794,386 株、所有割合 87.16%）を取得することにより、対象者株式を非上場化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。なお、「所有割合」とは、対象者が平成 22 年 4 月 30 日付で公表した平成 22 年 3 月期決算短信（以下「平成 22 年 3 月期決算短信」といいます。）に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 15,875 千株から対象者が同日現在所有する自己株式 47,614 株を除いた株式数に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入します。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）。

本公開買付けは、いわゆるMBO（公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である取引をいいます。）の一環として行われる取引であり、公開買付者は対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者株式を取得するために、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づき本公開買付けを行うものです。

ヴァリアントファンドは、本取引を実施するにあたり、対象者の創業者であり代表取締役社長である大村近三郎氏（以下「近三郎氏」といいます。）（所有株式数 673 千株、所有割合 4.25%）、F A、対象者の取締役副社長である大村剛史郎氏（以下「剛史郎氏」といいます。近三郎氏と併せて「大村氏」と総称します。）（所有株式数 792 千株、所有割合 5.00%）、及び株式会社フードビジネスサプライ（以下、「F B S」といいます。大村氏及びF Aと併せて「経営株主等」と総称します。）（所有株式数 490 千株、所有割合 3.10%）との間で、平成 22 年 6 月 18 日付「非上場化等に関する契約書」（以下「非上場化等契約書」といいます。）を締結しております（非上場化等契約書の内容につ

きましては、下記「②本取引に関する合意及び本公開買付け後の経営体制等」の「(i)非上場化等契約書」をご参照ください。この点、(i)F Aは、本日現在、剛史郎氏及びF B Sが、それぞれ、その発行済株式総数の25.79%に相当する株式(98,000株)、48.68%に相当する株式(185,000株)を保有する株式会社であり、(ii)F B Sは、本日現在、剛史郎氏が、その発行済株式総数の50.00%に相当する株式(100株)を保有している株式会社です。非上場化等契約書において、剛史郎氏は、本公開買付けに係る決済完了後速やかに、F B Sの株式の一部を譲り受けるものとされています。剛史郎氏はかかる譲受けによりF B Sの発行済株式の過半数を取得し、F B Sを通じた間接保有分を含めてF Aの発行済株式の過半数(発行済株式総数の74.47%に相当する数の株式)に相当する数の株式及びF B Sの発行済株式総数の過半数に相当する数の株式を直接的又は間接的に所有することになります。

ヴァリアントファンド及び経営株主等は、非上場化等契約書において、(i)大村氏及びF B Sが、所有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、及び(ii)F Aが、所有する対象者普通株式の全部について、本公開買付けに応募せず本取引実行後も継続して所有する旨を合意しております。なお、大村氏については、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済日後速やかに、公開買付者が第三者割当方式により発行する公開買付者の普通株式を引き受け、所定の払込金額を出資すること(以下「本件再出資(公開買付者)」といいます。なお、本件再出資(公開買付者)により、近三郎氏は公開買付者の総議決権の9.07%、剛史郎氏は5.28%をそれぞれ保有することが予定されております。)が予定されており、非上場化契約等においても、その旨合意されております。また、公開買付者は、有限会社M&Cアセットマネジメント(以下「M&Cアセットマネジメント」といいます。)(所有株式数213,000株、所有割合1.35%)、大村キヨ氏(所有株式数320,000株、所有割合2.02%)、久保田近子氏(所有株式数2,000株、所有割合0.01%)及び大村與志恵氏(所有株式数225,000株、所有割合1.42%)(以下、M&Cアセットマネジメント、大村キヨ氏、久保田近子氏及び大村與志恵氏を総称して、「応募予定株主」といいます。)から、それぞれ(i)各応募予定株主の所有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、(ii)本定時株主総会(下記②において定義されます。)における議決権の行使につき、対象者の提案に係る議案について賛成する旨の議決権を行使する旨の同意書を取得しております。

なお、公開買付者はフジフーズ取引先持株会(所有株式数2,046千株(平成21年9月30日現在)、所有割合12.93%)の所有する対象者普通株式が本公開買付けに応募される旨の同意は取得しておりませんが、同持株会及びその構成員に対して、同持株会の所有する対象者普通株式の全部が本公開買付けに応募されるよう働きかける予定です。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を10,101,258株(所有割合63.82%)としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済等に要する資金に充当するため、ヴァリアントファンドを引受人とする普通株式の第三者割当増資により、総額30億3,900万円を上限とした現金による出資を受ける予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等資金に充当するため、株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)及び株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。)から合計13,010百万円を上限とした借入れ(以下「本買収ローン」といいます。)、並びに株式会社メザニン(以下「メザニン」といいます。)が運営するMCo1号投資事業有限責任組合から2,100百万円を上限とした借入れ(以下「本劣後ローン」といいます。本買収ローンと併せて「本ファイナンス」といいます。)をそれぞれ受けることを予定しております。本ファイナンスに関しては、公開買付者の発行済株式の全部、F Aの所有に係る対象者普通株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等に対して、担保権が設定されることが予定されています。また、本スクイーズアウト(以下に定義されます。)後は、対象者及びその一部の子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者及びその一部の子会社の一定の資産等を本買収ローンの担保に提供させる予定です(本ファイナンスの内容(予定)については、下記「②本取引に関する合意及び本公開買付け後の経営体制等」の「(iv)ローン契約」をご参照ください。)

公開買付者は、本公開買付条件として、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に

関する事項について)」の一連の手続（以下「本スクイーズアウト」といいます。）の実行を対象者に要請し、本スクイーズアウトを経て、対象者の株主を公開買付者とF Aのみとして、対象者を非上場化する予定です。

本スクイーズアウト後、公開買付者は、対象者に対して、本スクイーズアウトにより交付された種類株式の分割（以下「本件株式分割」といいます。）並びにF Aに対する第三者割当ての方法による募集株式の発行（以下「本件再出資（対象者）」といいます。）なお、本件再出資（対象者）により、F Aの所有割合は12.90%となることが予定されております。）の実施を要請し、F Aが本スクイーズアウト及び本件株式分割により受領した金銭を対象者に対して出資することを予定しております。なお、本件再出資（対象者）に係る対象者株式1株当たりの払込金額は本公開買付けの買付け等価格（以下「本買付価格」といいます。）と同額とされる予定です。

さらに、公開買付者は、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」のとおり、本件株式分割及び本件再出資（対象者）が実行された後、公開買付者を消滅会社とし、対象者を存続会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことを予定しております（以下、本件合併後の新会社も含めて、「対象者」といいます。）。本件合併後の公開買付者及びF Aを含む経営株主等の対象者に対する出資比率は、それぞれ66.6%（小数点以下第二位四捨五入）、33.4%（小数点以下第二位四捨五入）となる予定です。但し、公開買付者と経営株主等は、非上場化等契約書において、本件合併後に、対象者の役職員に対してストックオプション（新株予約権）を発行することを検討する旨を合意しております。

なお、対象者公表の平成22年6月18日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、対象者の取締役である近三郎氏及び剛史郎氏は、保有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募した後、当該売却価格の一部をもって、直ちに本件再出資（公開買付者）を行うことにより、公開買付者と共同して対象者の経営にあたるが予定されているため、対象者との間に構造的な利益相反状態が存在することに鑑みて、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

②本取引に関する合意及び本公開買付け後の経営体制等

本公開買付けは、ヴァリエントファンドが全株式を保有する公開買付者が、経営株主等との協働関係、金融機関等からの融資を得て、MBOの一環として行われるものでありますが、本取引（本公開買付け後の経営体制等を含む。）に関する主たる契約として、概要以下の契約が締結される予定又は既に締結されております。

(i)非上場化等契約書

上記「①本公開買付けの概要」のとおり、ヴァリエントファンドは、経営株主等との間で、非上場化等契約書を締結しております。非上場化等契約書においては、(ア)上記「①本公開買付けの概要」のとおり、(a) 大村氏及びF B Sが、所有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、及び(b) F Aが、所有する対象者普通株式の全部について、本公開買付けに応募せず本取引実行後も継続して所有する旨が合意されております。

また、非上場化等契約書においては、本取引のスキームに関する事項として、(イ) 上記「①本公開買付けの概要」のとおり、大村氏が、本公開買付けの決済日後速やかに、公開買付者が本件再出資（公開買付者）により発行する公開買付者の普通株式を引き受け、所定の払込金額を出資すること、(ウ) ヴァリエントファンド及び経営株主等が、本公開買付けの成立を条件として、本スクイーズアウトに必要となる一切の行為を行うこと、(エ) ヴァリエントファンド及び経営株主等が、本スクイーズアウトが行われたことを条件として、本件株式分割に必要となる一切の行為を行うこと、(オ) ヴァリエントファンド及び経営株主等が、本件株式分割の効力発生後速やかに、対象者をして本件再出資（対象者）を行わせ、F Aは本件再出資（対象者）により発行される対象者の種類株式を引き受け、本買付価格と同額に設定された払込金額を出資すること、(カ) ヴァリエントファンド及び経営株主等は、本件再出資（対象者）後、本件合併に必要となる一切の行為を行うこと、等がそれぞれ合意されております。

さらに、非上場化等契約書においては、本件合併後の新会社の資本構成に関する事項として、(キ) ヴァリエントファンド及び経営株主等の本件合併の効力発生直後の新会社に対する出資比率（議決権割合）の合計は、ヴァリエントファンド及びその指名する者が66.6%（小数点以下第二位四捨五入）、経営株主等及びその指名する者が33.4%（小数点以下第二位四捨五入）となるものとし、原則として、かかる出資比率が維持されること、(ク) ヴァリエントファンド及び経営株主等は、本件合併の効力発生後、発行前における発行済株式総数の5.0%に相当する数を上限

として、新会社の役職員に対するストックオプションの発行を検討すること、(ケ) ヴァリアントファンドの所有に係る対象者の株式の譲渡等が一定の場合に制約されること、及び(コ) 経営株主等は、ヴァリアントファンドの事前承諾なく、対象者、本件合併後の新会社及び公開買付者の株式を譲渡等してはならないこと、等がそれぞれ合意されております。

他方、非上場化等契約書においては、F A及びF B Sの資本構成に関する事項として、(サ) 上記「①本公開買付けの概要」のとおり、剛史郎氏が、本公開買付けに係る決済完了後速やかに、F B Sの株式の一部を譲り受け、F B Sの発行済株式総数の過半数に相当する数の株式を所有すること、及び(シ) 剛史郎氏及びF B Sは、ヴァリアントファンドによる事前の承諾なく、その所有に係るF A及びF B Sの株式を第三者に対して譲渡等してはならないこと、等がそれぞれ合意されております。

さらに、非上場化等契約書においては、対象者の経営及び経営体制に関する事項として、(ス) ヴァリアントファンドは、本公開買付けの決済完了後、下記(セ)に記載される、自らの指名に係る者が対象者の取締役を選任されるまでの間、対象者の取締役会に対して自らが指名するものをオブザーバーとして出席させることができること、

(セ) ヴァリアントファンド及び経営株主等は、本スクイーズアウト完了後直ちに、ヴァリアントファンドの指名に係る者(本スクイーズアウトの完了時点における対象者の取締役と同数とします。)を対象者の取締役として選任するために必要となる一切の行為を行うこと、(ソ) ヴァリアントファンド及び経営株主等は、上記(セ)の実行後、それぞれ自らが指名した取締役をして、対象者の取締役会において近三郎氏を対象者の代表取締役に選定させ、近三郎氏は、原則として、これを応諾すること、並びに(タ) 大村氏は、対象者の株主総会で取締役に選任された場合には、原則としてこれを応諾することを合意しております。また、ヴァリアントファンド及び経営株主等は、(チ) 本スクイーズアウトの完了後においても、対象者における既存の役員報酬制度を維持させる方針であることを確認し、(ツ) 非上場化等契約書締結時点において計上されている役員退職慰労引当金相当額の退職慰労金が、退任時に、当該計上時点における対象者の役員に対して支払われること、等がそれぞれ合意されております。

(ii) 経営株主等とのその他の合意

公開買付者は、経営株主等から、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における議決権の行使につき、対象者の提案に係る議案について賛成の議決権を行使する旨の平成 22 年 6 月 18 日付同意書(以下「同意書(経営株主等)」)と申します。)を取得しております。

(iii) 応募予定株主との合意

公開買付者は、応募予定株主から、それぞれ(i) 各応募予定株主の所有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、(ii) 本定時株主総会における議決権の行使につき、対象者の提案に係る議案について賛成する旨の議決権を行使する旨の平成 22 年 6 月 18 日付同意書(以下「同意書(応募予定株主)」)と申します。)を取得しております。

(iv) ローン契約

本取引において、公開買付者は、本ファイナンスとして、本公開買付けに係る決済資金等に充当するため、三井住友銀行及び三菱東京UFJ銀行から合計 13,010 百万円を上限とした借入れ(本買収ローン)、並びにメザニンが運営するMC01号投資事業有限責任組合から 2,100 百万円を上限とした借入れ(本劣後ローン)をそれぞれ受けることを予定しております。本ファイナンスに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本ファイナンスに係る融資契約において定めることとされておりますが、本ファイナンスに係る融資契約においては、本取引と同種の取引に係る通常の買収ローンと同様に貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件が規定された上で、公開買付者の発行済株式の全部、F Aの所有に係る対象者普通株式、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式その他公開買付者の所有に係る一定の資産等を担保に供すること、並びに本スクイーズアウト後は、対象者及びその一部の子会社を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者及びその一部の子会社の一定の資産等を担保に供すること等が規定される予定となっております。

(2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、昭和 38 年 11 月に千葉市幕張町に設立された調理食品の製造・販売を主な内容とする株式会社です。創業当初はサラダ類の製造販売からスタートしましたが、昭和 50 年代に入ってコンビニエンスストアの台頭と共に、

弁当・惣菜などの需要が急速に拡大していく中で、対象者は変化するお客様のニーズをいち早く取り入れ、弁当・おにぎりなどの米飯類、調理パン、和・洋・中の惣菜、焼き立てパンなど、順次商品ラインアップを充実させ、いわゆるデリーメーカーの先駆的存在として、今日の経営基盤を築いてまいりました。しかし近年は、コンビニエンスストア業界の成長が鈍化しつつあり、加えて、足下は、デフレ経済の影響により売上高総額が伸びにくい状況にある等、デリーメーカー業界の先行きは不透明な状況にあります。今後は、限られた市場における更なる競争の激化により、デリーメーカーの淘汰と業界再編が不可避的に加速するものと考えられます。

また、対象者は、主力であるデリーメーカー事業との相乗効果を企図して、下表の通り事業領域を広げて参りましたが、その中でも Fuji Foods U.S.,INC（以下「FFU」といいます。）及び株式会社フジフードサービス（以下「FFS」といいます。）については、これまでのところ事業立ち上げ当時の目的を十分果たしているとは言い難く、また、収益面でも昨今の景気低迷などにより、大変厳しい状況にあります。

会社/事業名	企図された相乗効果及び事業領域拡大の内容
FFU	対象者がデリーメーカー事業で使用する牛肉の米国からの供給
台湾美滋食品股份有限公司	対象者がデリーメーカー事業で使用する豚肉の台湾からの供給
FFS	消費者の嗜好を直接的に汲み取り、対象者のデリーメーカー事業の商品開発へ反映
メーカー事業（秋田工場）	デリーメーカー事業で培った商品開発/生産技術を活かした販路拡大

対象者を取り巻く経営環境の悪化に伴い、平成 22 年 3 月期の連結売上高は 602 億 6 千 2 百万円（前年同期比 1 % 減）となり、前期比で 6 億円以上の減収となりました。また、売上高の減少に伴い、営業利益も前年同期比で 15 % 以上の減少となっております。

対象者のみならず、デリーメーカー業界全体を取り巻く状況が厳しさを増しつつあるなかで、対象者の創業者であり代表取締役社長である近三郎氏及び取締役副社長である剛史郎氏は、中長期的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させるための方策について検討を重ねてまいりました。その結果、大村氏は、対象者が上記のような厳しい環境の中で中長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、事業構造の転換を大規模かつ迅速に行うことが必要不可欠であるとの結論に至りました。具体的には、FFU及びFFSについては、対症療法的な対応ではなく抜本的な改革を行うこと、売上シェアの中長期的な拡大を図るために事業提携、更には企業統合を進めることといった事業構造の転換が不可欠であると考えております。

もともと、このような経営改革を実行するには相応の期間が必要となり、その効果は直ちに現れるものではないことから、一時的にせよコストの増加やキャッシュフローの悪化に伴う財務状況や業績の悪化が見込まれます。例えば、FFU及びFFSの抜本的な改革を実行する過程では、新たな資金の支出や特別損失の発生が見込まれる他、場合によっては一時的な企業規模の縮小等も想定されます。また、事業提携や統合を進める過程では、短期的にはかかる事業提携等に要する費用が却って嵩む可能性があり、対象者より財務基盤の劣る企業を取り込む場合は財務健全性が損なわれる可能性があります。

そして、これらの短期的な犠牲を伴う経営改革を上場会社として行った場合、資本市場から十分な評価を得られず、対象者の株主に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があることは否定できません。

そこで、大村氏は、上記のような経営改革に伴うリスクを対象者の一般株主の負担に帰せしめることを回避すると共に、今まで以上に柔軟かつ機動的に、上記のような経営改革を推進することが可能な経営体制への転換を模索してまいりました。

かかる折、平成 21 年 5 月頃、大村氏は、金融機関の紹介で、公開買付者の株式の全部を保有するヴァリアントファンドの無限責任組合員であるヴァリアントとの間で、上記経営体制の実現策を共に検討する機会を得ました。ヴァリアントは、投資事業有限責任組合の運営・管理が主な事業内容で、日本の更なる産業発展に資するプライベートエクイティ投資を行うことを目的として、平成 18 年 4 月に設立されました。大村氏は、ヴァリアントの、非上

場化、中でも創業家と共同で非上場化を行い企業価値向上に取り組んだ経験を評価し、また、ヴァリアントは大村氏の上記方針に賛同し、以後、ヴァリアントと大村氏とは経営改革を通じた対象者の企業価値向上について協議を重ねて参りました。その結果、大村氏及びヴァリアントは、対象者の株主にその所有する株式売却の機会を提供し、対象者普通株式の非上場化を行った上で、対象者を中長期的に支援することができる中核安定株主、経営陣及び従業員が一体となり、中長期的な視点に立って経営判断を実現できる経営体制を構築する方法をとることが最善であると判断するに至り、本公開買付けを実施することとなりました。

本公開買付け後の経営方針については、大要上記「(1) 本公開買付けの概要」の「②本取引に関する合意及び本公開買付け後の経営体制等」の「(i)非上場化等契約書」のとおり、近三郎氏は代表取締役社長として、剛史郎氏は取締役副社長として、本公開買付け後も引き続き、対象者の経営にあたる予定です。ヴァリアントは、原則として、対象者の日常の業務執行については、ヴァリアントから派遣する取締役ではない常勤取締役（大村氏を含みます。）の意向を最大限尊重する予定です。ヴァリアントから派遣する取締役は非常勤での経営参画を行い、主にF F U及びF F Sの抜本的な改革や、事業提携、企業統合の立案及び推進といった面で貢献させて頂くことを予定しております。

(3) 買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、公開買付者及び対象者は、本公開買付けがM B Oのための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存し得ること等を踏まえ、本買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得

公開買付者は、本買付価格を決定するに際して、本買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下「大和証券キャピタル・マーケット」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

大和証券キャピタル・マーケットは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を用いて、対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は大和証券キャピタル・マーケットから平成 22 年 6 月 17 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。大和証券キャピタル・マーケットにより上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、平成 22 年 6 月 17 日を基準日として、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である J A S D A Q（以下「J A S D A Q」といいます。）（注 1）における対象者の普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 263 円から 354 円までと分析しております。

次に、類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 277 円から 364 円までと分析しております。

最後に、D C F法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（対象者の非上場化及びその施策等の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 416 円から 636 円までと分析しております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総

合的に勘案し、最終的に平成22年6月18日に本買付価格を500円に決定いたしました。

なお、本買付価格は、平成22年6月17日のJASDAQにおける対象者株式の終値266円に対しては88.0%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じ。）のプレミアムを、平成22年6月17日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値262円（小数点以下四捨五入、以下同じ。）に対しては90.8%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値314円に対しては59.2%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値347円に対しては44.1%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

なお、参考までに、対象者により平成22年3月期通期連結業績予想の下方修正が公表された平成22年4月7日から遡ること1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ383円、387円、402円であり、本買付価格はこれら単純平均値にそれぞれ30.5%、29.2%、24.4%のプレミアムを加えた価格となっております。

（注1）株式会社大阪証券取引所は、平成22年4月1日付で株式会社ジャスダック証券取引所を合併したため、平成22年3月31日までのJASDAQ終値については、株式会社ジャスダック証券取引所における株価に基づいております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下、「EY T A S」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年6月17日付で、対象者の株式価値に関する「株式価値算定書」（以下「株価算定書」といいます。）を取得したとのことです。EY T A Sは、対象者の株式価値算定にあたり対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。株価算定書では、市場株価法、類似会社比準法、DCF法の各手法を用いて分析をしているとのことです。EY T A Sが各手法に基づき評価した対象者の株式価値算定の結果は以下のとおりとのことです。

i. 市場株価法

市場株価法は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。

市場株価法では、評価基準日を平成22年6月17日として、過去1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間における株価終値の平均値及び最大・最小値を分析した上で、過去6ヶ月間の最大・最小値を評価レンジとして採用し、1株当たりの株式価値を250円から405円と算定しているとのことです。

ii. 類似会社比準法

類似会社比準法は、対象者と事業内容、財政状態、収益状況等が類似している上場類似企業の株価及び財務データを使用するため、実証的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。

類似会社比準法では、上場類似企業に基づく各種比準倍率を分析した上で、E B I T D A倍率、経常利益倍率を採用し、対象者の1株当たりの株式価値を213円から264円と算定しているとのことです。

iii. DCF法

DCF法は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュフローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、1株当たりの株式価値を327円から461円と算定しているとのことです。

② 第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、対象者の社外監査役2名からなる第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本公開買付けの条件及び手続き等の観点から、本公開買付けによる非上場化の是非並びに条件の妥当性につき、対象者取締役会に対する答申を行うことを諮問する決議を行ったとのことです。

第三者委員会は、平成22年1月12日に設置されて以降、5回にわたる委員会を開催するとともに、ヴァリエントの代表取締役である櫻井氏、近三郎氏及び剛史郎氏らに対するヒアリング及び質疑応答を行い、EY T A Sから提

出された算定書をはじめとする関係資料を精査し、対象者取締役会に出席して本件の検討状況を確認する等、本公開買付けによる非上場化の合理性並びに条件の妥当性につき検討を行ったとのことです。

上記の検証の結果、平成22年6月18日、対象者取締役会は第三者委員会より、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資すると合理的に認められ、手続及び条件についても不公正とは認められない旨の答申を得ているとのことです。

③ 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、本取引に関する対象者取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者である三井法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。

三井法律事務所は、対象者の取締役会に複数回出席し、また、公開買付者に対して本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値の向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しているとのことです。

対象者は、三井法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

④ 取締役及び監査役全員の承認

対象者の代表取締役社長である近三郎氏及び取締役副社長である剛史郎氏は、保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募した後、本件再出資（公開買付者）により公開買付者の普通株式を引き受けるとともに、公開買付者と共同してその後の対象者の経営にあたることが予定されています。対象者のプレスリリースによれば、近三郎氏及び剛史郎氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、本取引に関連して開催された対象者取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

対象者取締役会は、株式価値算定書を参考にした上で、三井法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行い、第三者委員会の答申を参考にして、平成22年6月18日開催の取締役会において、本買付価格及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、本買付価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しているとのことです。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑤ 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって買付価格の適正性の担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数の下限（10,101,258株）を設定しております。す

なわち、本公開買付けが成立するためには、対象者の自己株式を除く発行済株式総数（15,827,386株）から公開買付者、経営株主等及び応募予定株主が保有する株式の合計数（4,748,000株）を控除した数のうちその3分の2を超える株式の応募が必要となります。

このように、経営株主等及び応募予定株主以外の3分の2を超える一般株主の賛同が得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、対象者の株主の意思を重視しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」の「②本取引に関する合意及び本公開買付け後の経営体制等」の「(i)非上場化等契約書」のとおり、非上場化等契約書において、F Aがその所有に係る対象者普通株式を本公開買付けに応募せず継続して所有する旨合意しておりますが、本公開買付けにより、F Aが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除く対象者普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、対象者を通じて、以下に述べる方法により、本スクイーズアウトを実施する予定です。

具体的には、本公開買付けの成立後、平成22年10月を目処として、①対象者において対象者普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じ。）の規定する種類株式発行会社とすること、②全ての対象者普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者普通株式の全部（自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類の対象者の株式を交付すること（なお、交付する別個の種類の対象者の株式について、上場申請は行わない予定です。）のそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会を、対象者に対して要請する予定です。

また、上記株主総会にて上記①の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者普通株式の株主による種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、F A所有分と合わせて発行済株式総数（但し、自己株式を除く。）の76.67%（12,133,258株）以上の対象者普通株式を取得することとなる予定であり、上記の各手続を採用することが決定された場合、公開買付者及びF Aは、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての対象者普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条第1項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が本公開買付けの買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者及びF Aが対象者の発行済全株式（但し、自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者及びF Aのいずれよりも所有割合の低い対象者普通株式の株主（以下「スクイーズアウト対象株主」といいます。）に交付しなければならない対象者の株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a)上記②の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められており

ます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者及びF Aの株券等所有割合、公開買付者及びF A以外の対象者株主の対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者及びF Aが対象者の発行済全株式（但し、自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、スクイーズアウト対象者株主に対して、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当該対象者の株主に交付される金銭の額についても、本買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」の「①本公開買付けの概要」のとおり、本スクイーズアウト後平成23年1月を目処として、対象者をして、本件株式分割を、また本件株式分割の効力発生後速やかに、本件再出資（対象者）を、それぞれ行わせることを予定しております。なお、本件再出資（対象者）に係る対象者株式1株当たりの払込金額は本買付価格と同額とされる予定です。

さらに、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」の「①本公開買付けの概要」のとおり、本件株式分割及び本件再出資（対象者）が実行された後、平成23年3月を目処として、本件合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

(5) 上場廃止等となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者普通株式は、本日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、JASDAQ等における株券上場廃止基準の特例に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、適用法令に従い、公開買付者及びF Aが対象者の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合にも対象者普通株式は上場廃止となります。

なお、上場廃止後は対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することはできなくなります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	フジフーズ株式会社	
② 本店所在地	千葉県船橋市高瀬町24番3	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大村近三郎	
④ 事業内容	調理食品の製造・販売	
⑤ 資本金の額	6,451,250千円	
⑥ 設立年月日	昭和38年11月26日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成21年9月30日現在)	フジフーズ取引先持株会	12.88%
	有限会社富士エージェンシー	12.80%
	大村剛史郎	4.98%
	大村近三郎	4.23%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	4.18%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.10%
	株式会社千葉銀行	3.42%
	株式会社フードビジネスサプライ	3.08%
株式会社三井住友銀行	3.00%	

	フジフーズ従業員持株会	2.41%
⑧ 買付者と対象者の関係	資本関係	公開買付者は、平成22年6月18日現在、対象者の普通株式1,000株（株式所有割合0.01%）を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成22年6月21日（月曜日）から平成22年8月2日（月曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金500円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本買付価格を決定するに際して、本買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

大和証券キャピタル・マーケットは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は大和証券キャピタル・マーケットから平成22年6月17日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。大和証券キャピタル・マーケットにより上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、平成22年6月17日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値、直近3ヶ月間の終値の単純平均値及び直近6ヶ月の間の終値の単純平均値を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を263円から354円までと分析しております。

次に、類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を277円から364円までと分析しております。

最後に、DCF法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（対象者の非上場化及びその施策等の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を416円から636円までと分析しております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成22年6月18日に本買付価格を500円に決定いたしました。

なお、本買付価格は、平成22年6月17日のJASDAQにおける対象者株式の終値266円に対しては88.0%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じ。）のプレミアムを、平成22年6月17日までの過去1ヶ月間の終値の単純平

均値 262 円（小数点以下四捨五入、以下同じ。）に対しては 90.8%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 314 円に対しては 59.2%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 347 円に対しては 44.1%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

なお、参考までに、対象者により平成 22 年 3 月期通期連結業績予想の下方修正が公表された平成 22 年 4 月 7 日から遡ること 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ 383 円、387 円、402 円であり、本買付価格はこれら単純平均値にそれぞれ 30.5%、29.2%、24.4%のプレミアムを加えた価格となっております。

② 算定の経緯

（買付価格の決定にかかる経緯）

対象者のみならず、デイリーメーカー業界全体を取り巻く状況が厳しさを増しつつあるなかで、大村氏は、中長期的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させるための方策について平成 21 年 1 月頃から検討を重ねてまいりました。その結果、大村氏は、対象者が厳しい環境の中で中長期的な視点に立って企業価値の向上を目指すためには、事業構造の転換を大規模かつ迅速に行うことが必要不可欠であるとの結論に至りました。

もっとも、このような経営改革を実行するには相応の期間が必要となり、その効果は直ちに現れるものではないことから、一時的にせよコストの増加やキャッシュフローの悪化に伴う財務状況や業績の悪化が見込まれます。

そして、これらの短期的な犠牲を伴う経営改革を上場会社として行った場合、資本市場から十分な評価を得られず、対象者の株主に対して、短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があることは否定できません。

そこで、大村氏は、上記のような経営改革に伴うリスクを対象者の一般株主の負担に帰せしめることを回避すると共に、今まで以上に柔軟かつ機動的に、上記のような経営改革を推進することが可能な経営体制への転換を模索しておりました。

かかる折、平成 21 年 5 月頃、大村氏は、金融機関の紹介で、公開買付者の株式の全部を保有するヴァリアントファンドの無限責任組合員であるヴァリアントとの間で、上記経営体制の実現策を共に検討する機会を得ました。ヴァリアントは、投資事業有限責任組合の運営・管理が主な事業内容で、日本の更なる産業発展に資するプライベートエクイティ投資を行うことを目的として、平成 18 年 4 月に設立されました。大村氏は、ヴァリアントの、非上場化、中でも創業者と共同で非上場化を行い企業価値向上に取り組んだ経験の評価し、また、ヴァリアントは大村氏の上記方針に賛同し、以後、ヴァリアントと大村氏とは経営改革を通じた対象者の企業価値向上について協議を重ねて参りました。その結果、大村氏及びヴァリアントは、対象者の株主にその所有する株式売却の機会を提供し、対象者普通株式の非上場化を行った上で、対象者を中長期的に支援することができる中核安定株主、経営陣及び従業員が一体となり、中長期的な視点に立って経営判断を実現できる経営体制を構築する方法をとることが最善であると判断するに至り、本公開買付けを実施することとなりました。

すなわち、公開買付者は、本買付価格を決定するに際して、本買付価格の公正性を担保するため、平成 22 年 4 月 15 日、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関である大和証券キャピタル・マーケットツに対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

大和証券キャピタル・マーケットツは、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は大和証券キャピタル・マーケットツから平成 22 年 6 月 17 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットツから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。大和証券キャピタル・マーケットツにより上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、平成 22 年 6 月 17 日を基準日として、JASDAQ における対象者の普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 263 円から 354 円までと分析しております。

次に、類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 277 円から 364 円までと分析しております。

最後に、DCF 法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業計画（対象者の非上場化及びその施策等の

影響を公開買付者が反映させたもの)を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を416円から636円までと分析しております。

公開買付者は、大和証券キャピタル・マーケットによる対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成22年6月18日に本買付価格を500円に決定いたしました。

(買付価格の公平性を担保するための措置について)

ア. 独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書を取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、公開買付者とは別個に、公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないEYTA Sに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年6月17日付で、株価算定書を取得したとのことです。EYTA Sは、対象者の株式価値算定にあたり対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。株価算定書では、市場株価法、類似会社比準法、DCF法の各手法を用いて分析をしているとのことです。EYTA Sが各手法に基づき評価した対象者の株式価値算定の結果は以下のとおりとのことです。

i. 市場株価法

市場株価法は、対象者の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。

市場株価法では、評価基準日を平成22年6月17日として、過去1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間における株価終値の平均値及び最大・最小値を分析した上で、過去6ヶ月間の最大・最小値を評価レンジとして採用し、1株当たりの株式価値を250円から405円と算定しているとのことです。

ii. 類似会社比準法

類似会社比準法は、対象者と事業内容、財政状態、収益状況等が類似している上場類似企業の株価及び財務データを使用するため、実証的な評価手法であると考え、採用しているとのことです。

類似会社比準法では、上場類似企業に基づく各種比準倍率を分析した上で、EBITDA倍率、経常利益倍率を採用し、対象者の1株当たりの株式価値を213円から264円と算定しているとのことです。

iii. DCF法

DCF法は、企業の将来キャッシュフロー(収益力)に基づく評価手法であるため、継続企業(ゴーイング・コンサーン)の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画を基礎として算出した将来キャッシュフローを、一般に使用されている資本資産評価モデルにより推計した割引率で現在価値に割り引くことによって、1株当たりの株式価値を327円から461円と算定しているとのことです。

イ. 第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、第三者委員会を設置し、本公開買付けの条件及び手続き等の観点から、本公開買付けによる非上場化の是非並びに条件の妥当性につき、対象者取締役会に対する答申を行うことを諮問する決議を行ったとのことです。

第三者委員会は、平成22年1月12日に設置されて以降、5回にわたる委員会を開催するとともに、ヴァリアントの代表取締役である櫻井氏、近三郎氏及び剛史郎氏らに対するヒアリング及び質疑応答を行い、EYTA Sから提出された算定書をはじめとする関係資料を精査し、対象者取締役会に出席して本件の検討状況を確認する等、本公開買付けによる非上場化の合理性並びに条件の妥当性につき検討を行ったとのことです。

上記の検証の結果、平成 22 年 6 月 18 日、対象者取締役会は第三者委員会より、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に資すると合理的に認められ、手続及び条件についても不公正とは認められない旨の答申を得ているとのことです。

ウ. 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、本取引に関する対象者取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、またはその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者である三井法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼したとのことです。

三井法律事務所は、対象者の取締役会に複数回出席し、また、公開買付者に対して本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値の向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しているとのことです。

対象者は、三井法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

エ. 取締役及び監査役全員の承認

対象者の代表取締役社長である近三郎氏及び取締役副社長である剛史郎氏は、保有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募した後、本件再出資（公開買付者）により公開買付者の普通株式を引き受けるとともに、公開買付者と共同してその後の対象者の経営にあたることが予定されています。対象者のプレスリリースによれば、近三郎氏及び剛史郎氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、本取引に関連して開催された対象者取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

対象者取締役会は、株価算定書を参考にした上で、三井法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行い、第三者委員会の答申を参考にして、平成 22 年 6 月 18 日開催の取締役会において、本買付価格及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、本買付価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しているとのことです。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

オ. 比較的長期の公開買付期間の設定

公開買付者は、公開買付けの買付け等の期間として法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を 30 営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって買付価格の適正性の担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

カ. 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数の下限（10,101,258 株）を設定しております。すなわち、本公開買付けが成立するためには、対象者の自己株式を除く発行済株式総数（15,827,386 株）から公開買付者、経営株主等及び応募予定株主が保有する株式の合計数（4,748,000 株）を控除した数のうちその 3 分の 2 を

超える株式の応募が必要となります。

このように、経営株主等及び応募予定株主以外の3分の2を超える一般株主の賛同が得られない場合には本公開買付けが成立しないものとし、対象者の株主の意思を重視しております。

③ 算定機関との関係

大和証券キャピタル・マーケットスは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,794,386 (株)	10,101,258 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(10,101,258株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(10,101,258株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式も、本公開買付けの対象となります。但し、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人(後記(11)において記載されるものをいいます。)に開設された応募株主等名義の口座に記載又は記録されている必要があります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者の平成22年3月期決算短信に記載された平成22年3月31日現在の発行済株式総数(15,875,000株)から同日現在対象者が保有する自己株式数(47,614株)及び公開買付者が本書提出日現在所有する対象者普通株式数(1,000株)を控除した株式数(15,826,386株)になります。但し、公開買付者は、F Aとの間で、F Aが保有する対象者普通株式の全部(2,032,000株)について本公開買付けに応募しない旨を合意しているため、上記「買付予定数」欄には、当該F Aの保有株式数(2,032,000株)を控除した場合に本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数となる13,794,386株を記載しております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合 0.01%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,745個	(買付け等前における株券等所有割合 29.98%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	13,794個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	15,749個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(13,794,386株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、「買付予定

の株券等に係る議決権の数」には、本公開買付けに応募しない旨を合意しているF Aを除いた各特別関係者の保有する株券等（但し、自己株式を除きます。）に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」のうちF Aが保有する株券等に係る議決権の数（2,032 個）を除く 2,713 個を分子に加算しておりません。

（注3）「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第47期第3四半期報告書（平成22年2月12日提出）に記載された平成21年9月30日現在の対象者の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式を含む対象者の発行している全ての株式（但し、対象者の保有する自己株式及び公開買付者が本日現在所有する対象者普通株式を除きます。）を対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、平成22年3月期決算短信に記載された平成22年3月31日現在の発行済株式総数（15,875,000株）から、同日現在対象者が保有する自己株式数（47,614株）を控除した株式数（15,827,386株）に係る議決権の数15,827個を分母として計算しております。

（注4）「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金 6,897,193,000 円

※買付代金は、買付予定数（13,794,386株）に1株あたりの買付価格を乗じた金額を記載しております。

但し、公開買付者との間で保有する対象者普通株式の全部（2,032,000株）について本公開買付けに応募しない旨を合意しているF Aの保有株式数（2,032,000株）を含めた株数（15,826,386株）の買付代金は、最大で7,913,193,000円となります。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日
平成22年8月9日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（10,101,258株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（10,101,258株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

（i）金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合、（ii）対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、（iii）公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあ

ります。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正法を含みます。）第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号
（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しを含みます。）を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 6 月 21 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①公開買付者と対象者又はその役員等との間の合意

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、対象者の取締役である近三郎氏及び剛史郎氏は、保有する対象者普通株式の全部につき本公開買付けに応募した後、当該売却価格の一部をもって、直ちに本件再出資（公開買付者）を行うことにより、公開買付者と共同して対象者の経営にあたることが予定されているため、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

ヴァリアントファンドは、経営株主等との間で、非上場化等契約書を締結しております。非上場化等契約書においては、(ア)上記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」の「①本公開買付けの概要」のとおり、

(a) 大村氏及びFBSが、所有する対象者普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨、及び(b)FAが、所有する対象者普通株式の全部について、本公開買付けに応募せず本取引実行後も継続して所有する旨が合意されております。

また、非上場化等契約書においては、本取引のスキームに関する事項として、(イ)上記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」の「①本公開買付けの概要」のとおり、大村氏が、本公開買付けの決済日後速やかに、公開買付者が本件再出資（公開買付者）により発行する公開買付者の普通株式を引き受け、所定の払込金額を出資すること、(ウ)ヴァリアントファンド及び経営株主等が、本公開買付けの成立を条件として、本スクイーズアウトに必要となる一切の行為を行うこと、(エ)ヴァリアントファンド及び経営株主等が、本スクイーズアウトが行

われたことを条件として、本件株式分割に必要となる一切の行為を行うこと、(オ) ヴァリエントファンド及び経営株主等が、本件株式分割の効力発生後速やかに、対象者をして本件再出資（対象者）を行わせ、F Aは本件再出資（対象者）により発行される対象者の種類株式を引き受け、本買付価格と同額に設定された払込金額を出資すること、(カ) ヴァリエントファンド及び経営株主等は、本件再出資（対象者）後、本件合併に必要となる一切の行為を行うこと、等がそれぞれ合意されております。

さらに、非上場化等契約書においては、本件合併後の新会社の資本構成に関する事項として、(キ) ヴァリエントファンド及び経営株主等の本件合併の効力発生直後の新会社に対する出資比率（議決権割合）の合計は、ヴァリエントファンド及びその指名する者が 66.6%（小数点以下第二位四捨五入）、経営株主等及びその指名する者が 33.4%（小数点以下第二位四捨五入）となるものとし、原則として、かかる出資比率が維持されること、(ク) ヴァリエントファンド及び経営株主等は、本件合併の効力発生後、発行前における発行済株式総数の 5.0%に相当する数を上限として、新会社の役職員に対するストックオプションの発行を検討すること、(ケ) ヴァリエントファンドの所有に係る対象者の株式の譲渡等が一定の場合に制約されること、及び(コ) 経営株主等は、ヴァリエントファンドの事前承諾なく、対象者、本件合併後の新会社及び公開買付者の株式を譲渡等してはならないこと、等がそれぞれ合意されております。

他方、非上場化等契約書においては、F A及びF B Sの資本構成に関する事項として、(サ) 上記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」の「①本公開買付けの概要」とおり、剛史郎氏が、本公開買付けに係る決済完了後速やかに、F B Sの株式の一部を譲り受け、F B Sの発行済株式総数の過半数に相当する数の株式を所有すること、及び(シ) 剛史郎氏及びF B Sは、ヴァリエントファンドの事前承諾なく、その所有に係るF A及びF B Sの株式を第三者に対して譲渡等してはならないこと、等がそれぞれ合意されております。

さらに、非上場化等契約書においては、対象者の経営及び経営体制に関する事項として、(ス) ヴァリエントファンドは、本公開買付けの決済完了後、下記(セ)に記載される自ら指名する者が対象者の取締役を選任されるまでの間、対象者の取締役会に対して自らが指名するものをオブザーバーとして出席させることができること、(セ) ヴァリエントファンド及び経営株主等は、本スクイーズアウト完了後直ちに、ヴァリエントファンドの指名に係る者（本スクイーズアウト時点における対象者の取締役と同数とします。）を対象者の取締役として選任するために必要となる一切の行為を行うこと、(ソ) ヴァリエントファンド及び経営株主等は、上記(セ)の実行後、それぞれ自らが指名した取締役をして、対象者の取締役会において近三郎氏を対象者の代表取締役に選定させ、近三郎氏は、原則としてこれを応諾すること、並びに(タ) 大村氏は、対象者の株主総会で取締役に選任された場合には、原則としてこれを応諾することを合意しております。また、ヴァリエントファンド及び経営株主等は、(チ) 本スクイーズアウトの完了後においても、対象者における既存の役員報酬制度を維持させる方針であることを確認し、(ツ) 非上場化等契約書締結時点において計上されている役員退職慰労引当金相当額の退職慰労金が、同時点における対象者の役員に対して、その退任時に支払われること、等がそれぞれ合意されております。

また、公開買付者は、大村氏から、本定時株主総会における議決権の行使につき、対象者の提案に係る議案について賛成する旨の議決権を行使する旨の同意書（経営株主等）を取得しております。

②「公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「利益相反を回避する措置の具体的内容」については、「1. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(3) 買付け価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 22 年 4 月 30 日に平成 22 年 3 月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証する立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者は、本公開買付けに係る公開買付期間中に、平成 22 年 3 月期（第 47 期）に係る有価証券報告書を提出する予定とのことです。

①損益の状況（連結）

決算年月	平成22年 3月期 (第47期)
売上高 (千円)	60,262,948
売上原価 (千円)	48,927,366
販売費及び一般管理費 (千円)	10,026,659
営業外収益 (千円)	268,980
営業外費用 (千円)	321,067
当期純利益 (千円)	375,025

②損益の状況 (個別)

決算年月	平成22年 3月期 (第47期)
売上高 (千円)	55,535,100
売上原価 (千円)	45,898,761
販売費及び一般管理費 (千円)	8,179,259
営業外収益 (千円)	454,937
営業外費用 (千円)	428,354
当期純利益 (千円)	479,600

以 上